

## 8 金融関係

### ア 金融横断分野

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 金融分野における競争政策の一層の推進	金融庁	金融庁においても、競争政策の推進という観点から金融分野の法制的な在り方及びその運用について点検をし、必要な措置を講ずる。 また、競争政策を進める上で、エンフォースメント(ルールの実効性の確保)の見直し・強化も併せて検討し、必要な措置を講ずる。	措置済			
② 銀行・証券のファイアーウォール規制の見直し	金融庁	銀行・証券に係る現行のファイアーウォール規制については、我が国金融機関の国際競争力、顧客ニーズへの対応、効率的な業務運営、総合リスク管理等の観点とともに、諸外国における制度や、利益相反の防止策等、顧客保護の観点等にも十分配慮しながら、適切なものとなるよう、例えば以下の事項について必要な検討を行う。	検討	検討		
		a 発行体向けクロスマーケティング規制の見直し 顧客ニーズへの対応、我が国金融機関の国際競争力、効率的な業務運営、諸外国における制度等の観点から、一方で銀行等の優越的地位の濫用、銀行と投資家との間の利益相反関係、証券会社の引受審査態勢の強化との関係といった観点も踏まえつつ、検討を行う。		検討		○(金融庁) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)」の成立(平成20年6月13日公布)及び関連法令等の改正により、銀行・証券間の役職員の兼職規制が撤廃された。 この改正(平成21年6月1日施行)により銀行等の職員が証券会社の職員を兼職することで、証券会社の職員として具体的な条件の提示や交渉を行うことが認められた。 更なる見直しについては、施行後の状況を踏まえつつ、平成19年12月の金融審議会第一部会報告書の内容に沿って、必要な検討を続ける。
		b 銀行と証券の役職員兼職規制の見直し 我が国と比較して緩やかな規制となっている米国の事例も参考にしつつ、緩和について検討する。		結論・措置		◎(金融庁) 平成20年6月6日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)」において、金融商品取引法上設けられていた銀行と証券の役職員兼職規制を撤廃。平成21年6月1日施行。
		c 顧客の非公開情報の授受制限の見直し グループ全体としての効率的な戦略構築、国際競争力の観点等から、海外の事例も参考にしつつ、顧客の非公開情報の授受制限の緩和について検討する。 また、銀行・証券のファイアーウォール規制の在り方の検討内容等を踏まえ、例えば以下の事項について必要な見直しを行う。		結論・措置		◎(金融庁) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)」の成立(平成20年6月6日)を受けて、 ①グループ内での法人顧客に関する非公開情報の共有について、顧客の事前同意を不要とし、不同意の場合に共有を制限することとする。 ②内部管理目的での顧客情報の共有について、現行は当局の事前承認が必要であるところ、これを不要とする。 といった措置を講じたところ(平成21年6月1日施行)。
d 持株会社・グループ内における子会社等の顧客情報の取扱明確化 自己の情報をコントロールしたいという顧客の利益を的確に反映できるような措置、その他の弊害防止措置に留意しつつ、どのような形、あるいは、どのような範囲で、持株会社や他のグループ企業がより幅広く顧客情報を共有でき得るものなのか検討する。		検討		○(金融庁) グループ内のリスク管理目的であっても、情報の共有については、顧客の利益保護の観点から、引き続き慎重に検討する。		
③ 包括的な消費者信用法制の整備	経済産業省 金融庁	消費者信用分野においては、消費者金融制度との整合性も視野に入れながら販売信用制度に係る具体的な法制整備を進め、中期的には、関係省庁が連携の上、各業態等における取引実態等を踏まえた上で、共通化すべき事項等について法制の統一を行うこと等につき、検討を行う。	検討	検討		○(経済産業省、金融庁) 各業態を規制する貸金業法、割賦販売法について、改正した法律の施行後における取引実態等を踏まえつつ、共通化すべき事項等について中期的に検討。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
④ 金融の業務範囲規制及び金融コングロマリット規制・監督態勢の見直し	金融庁	a 金融コングロマリット化のメリットの実現や、円滑な再編・統合等に向けた当面の措置として、業務に係るリスクの質・量やそのマネジメント能力等に応じて個別に特定の業務を認めるような法的枠組みを作ることを含め、銀行グループの業務範囲規制の一層の緩和を行う。	検討	結論・措置		◎ (金融庁) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)」が第169回国会において成立(平成20年6月13日公布)、平成20年12月12日施行(ファイアーウォール部分については平成21年6月1日施行)。銀行・保険グループの業務範囲を拡大。銀行の兄弟会社に対して新たに一定の業務を認めていくための制度的枠組みを導入した。
		b 利用者利便の向上や国際競争力強化の実現等に向けて、金融コングロマリットの業務範囲をより一層弾力的に拡大できる方向で、業務範囲規制の基準について検討を進めるべきである。さらに、その他金融コングロマリットの競争力強化に資する法的整備や金融コングロマリットに対する望ましい監督態勢の確保についての検討を進める。			検討	
⑤ 業態間の相互参入	金融庁	業態間の相互参入について、現行の持株会社方式・子会社方式のほかに、ユニバーサルバンク方式も視野において、中長期的に検討を行い、結論を得たものから所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討を行う。	平成19年度以降検討・結論(結論を得たものから逐次措置)			○ (金融庁) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)」が第169回国会において成立(平成20年6月13日公布)、20年12月12日施行(ファイアーウォール部分については21年6月1日施行)。銀行・証券間のファイアーウォール規制を見直し、銀行・保険グループの業務範囲を拡大。
⑥ 金融規制・監督手法の見直し	金融庁	a 我が国金融・資本市場の国際競争力強化の観点から規制をより改善していくために、ルール・ベース、プリンシプル・ベース規制の最適な組み合わせに向けた総合的検討を行うと同時に、自主規制機能と金融当局による監督との適切な役割分担の検討を進め、さらに、金融監督行政のエンフォースメントの明確性・透明性の向上へ向けた様々な方策についても検討を行う。	検討	検討		○ (金融庁) ルール・ベースとプリンシプル・ベース規制の最適な組合せにおけるプリンシプル・ベースの機軸となる「金融サービス業におけるプリンシプル」を、金融サービス提供者との間で共有・公表したところ(平成20年4月18日)。 引き続き、プリンシプルの趣旨の周知・徹底を図りつつ、より一層実効的で予見可能性の高い監督行政に努める。
		b 特にホールセール分野、とりわけプロの投資家のみが参加する分野の監督については、金融イノベーションを通じた利用者利便の向上、国際競争力の強化等の観点から可能な限り規制を緩和するとともに、プリンシプル・ベースの規制を活用するために、必要な検討を行う。	検討	検討		○ (金融庁) ホールセール分野の監督に当たっても、ルール・ベースとプリンシプル・ベース規制の最適な組合せを追求していくことが重要であるが、同時に、昨今のグローバルな金融市場の混乱を受けて、リスク管理の充実や健全性の維持等に係る議論も行われているところであり、こうした点については、国際的な監督の動向も踏まえつつ、引き続き検討する。
⑦ 銀行・保険会社本体におけるリース業務の取扱い	金融庁	銀行や保険会社の子会社・関連会社で取扱いが認められているリース業務を、銀行・保険会社本体において取扱いを認めることについての検討を行う。		検討		○ (金融庁) 銀行・保険会社本体においてリース業を営むことについては、銀行・保険会社の経営の健全性確保の観点から他業禁止が課せられている趣旨を踏まえ、引き続き慎重に検討を行う。

イ 預金取扱金融機関

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 銀行社債と金融債の在り方の見直し	金融庁	平成13年度以降、長短分離制度の将来について、また、長信銀等が発行する金融債と普通社債との間の商品性の違いやイコールフッティングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討が行われてきた。 しかしながら、その後、会社法の施行に伴い、社債について、売り出し発行が認められるなど、銀行社債と金融債の商品性の違いが以前に比して縮小している。他方、完全民営化に向けた移行期の政策金融機関や一部の金融機関では金融債の発行が引き続き認められているという現状がある。 したがって、こうした点を踏まえ、今後の政策金融機関の完全民営化後の姿をめぐる議論や銀行の資金調達ニーズ等も踏まえつつ、銀行社債と金融債の将来的な在り方について検討する。	検討	検討		○(金融庁) 普通銀行の社債発行の在り方については、政策金融機関の完全民営化後の姿や普通銀行が金融債を発行することの必要性・合理性等が現状必ずしも明らかではなく、引き続き慎重に検討を行う。
② 特定融資枠契約コミットメント・ライン契約の借主範囲の拡大	法務省 金融庁	コミットメント・ライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の範囲については、利息制限法及び出資法の趣旨を踏まえつつ、中小企業(資本金3億円以下)に加え、①地方公共団体、②独立行政法人、③学校法人、④国立大学法人、⑤医療法人、⑥共済組合、⑦消費生活協同組合、⑧市街地再開発組合、⑨特別目的会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第40条及び第41条に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)にも拡大することが可能かどうか検討する。	検討	検討		○(法務省、金融庁) 法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律(平成11年法律第4号)第2条に規定する、いわゆるコミットメント・ライン契約の借主の範囲の拡大の是非について検討を重ねてきたところであるが、以下のとおり、今後とも引き続き慎重に検討を行う方針である。 コミットメント・ライン契約を利用したいとの借り手側のニーズについて十分見極めていく必要があるため、借り手側から寄せられるコミットメント・ライン契約を利用したいといった要望も踏まえつつ、関係省庁とも連携をとりながら、その把握に努めていく。 特定融資枠契約に関する法律が適用される場合、コミットメント・ライン契約の貸し手は、同法所定の手数料について、利息制限法(昭和29年法律第100号)及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)のみなし利息の規定の適用が除外される結果、上限金利規制とは無関係に手数料の取得をすることが可能になる。貸し手が借り手の法的知識が不十分であることに乗じて優越的な地位を濫用し、借り手にコミットメント・ライン契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれもあることから、関係省庁とも連携をとりながら、慎重に検討を行う。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
③ 銀行の子会社等による法人向け債権保証業務の全面解禁	金融庁	グループとしてのリスク管理の適切性に留意しつつ、グループ外の企業による事業性ローンに対する保証業務の状況を注視することを含め、銀行の子会社が営むことのできる業務として「グループ内の事業性ローンに係る保証業務」の解禁を検討する。	検討	検討		○(金融庁) ・銀行又は銀行持株会社のリース子会社に対し、リース業務に準ずる業務として、リース物品と同種の中古物品の売買・メンテナンスを解禁した(「銀行法施行規則第17条の3第2項第3号及び第38号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件(平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号)」本告示は平成20年12月12日施行)。 これにより、リース子会社による、銀行が行う動産担保融資に係る担保動産の評価・処分業務等の受託(担保動産の一定価格での引き取りの確約や買い取り予約等)は、当該改正の施行に伴い可能となった。ただし、親会社との中古物品売買契約において、恣意的に物品価格を過大評価する等の潜脱・悪質事例は当然認められない。 ・子会社等による法人向け債権への保証業務に係る規制に関しては、従来、グループ外への保証であったものが、再編によりグループ内への保証となってしまう場合の取扱いなどについて、平成20年度に検討を開始したところ。 ・子会社によるグループ内の事業性ローンの保証に関しては、個人事業主や中小企業事業者の資金調達の円滑に資するとの指摘もあるが、子会社によるグループ内を除く事業性ローンの保証については、平成19年6月に解禁を行ったところであり、まずは、グループ外の企業による事業性ローンに対する保証業務の状況について、引き続き注視していく。当該結果を踏まえ、具体的な検討に入ることは困難である。
④ 銀行の子会社等が行うリース業務の範囲拡大	金融庁	銀行の子会社・関連会社等の営むリース業務について、中古物件の売買・メンテナンスをリース業務の一環として、より柔軟に認める。	検討	結論・措置		◎(金融庁) 「銀行法施行規則第17条の3第2項第3号及び第38号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件(平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号)」が平成20年12月12日施行。銀行のリース子会社に中古物品販売を解禁。
⑤ 銀行等による投資助言業務の解禁	金融庁	顧客利便性の向上、金融サービスの質の向上等の観点から、銀行等に投資助言業務を解禁する。	検討	結論・措置		◎(金融庁) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)」が第169回国会において成立(平成20年6月13日公布)、平成20年12月12日施行(ファイアーウォール部分については平成21年6月1日施行)。銀行等に投資助言業務を解禁。平成20年12月12日施行。
⑥ 銀行本体による京都メカニズムクレジット等の売買業務の解禁	金融庁	算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第6項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。)(「京都メカニズムクレジット等」)については、その管理に伴うリスクが明確になること等を前提に、銀行本体による売買業務を解禁する。	検討	結論・措置		◎(金融庁) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)」及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(平成20年内閣府令第79号)」が平成20年12月12日に施行。銀行本体による算定割当量の売買業務を解禁。
⑦ 銀行等の営業所の設置等に関する事前届出制度の見直し	金融庁	機動的な店舗運営の実現と業務効率化の観点から、例えば、事前届出制から事後届出制へ変更するなど監督上支障のない範囲で見直し。	検討	結論・措置		◎(金融庁) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(平成20年内閣府令第79号)」が平成20年12月12日に施行。銀行等の有人出張所の設置、位置の変更等について、認可制から事後届出制とした。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			19年度	20年度	21年度	
⑧ 企業再生に伴う銀行等の議決権取得制限の緩和	金融庁	合理的な経営改善計画に基づき株式等を取得する場合等は、「銀行等に対する債務を消滅させるために行うもの」に限定せず、それを伴う増資引受等の資本増強策のケースも含めて5%を超えて取得することを認める。	検討	結論・措置		◎ (金融庁) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(平成20年内閣府令第79号)」が平成20年12月12日に施行。銀行等の議決権保有制限の例外措置の対象に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)」上の「経営革新計画」の承認を受けている会社等を追加。
⑨ 銀行代理業の許可申請書の記載内容変更届出書に関する規制緩和	金融庁	例えば、銀行代理業者の「子法人等」・「親法人等」・「親法人等の子法人等」の「代表者」の記載を不要とするなど、監督上支障のない範囲で許可申請書の記載内容を簡素化する。	検討	結論・措置		◎ (金融庁) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(平成20年内閣府令第79号)」が平成20年12月12日に施行。銀行代理業者に係る許可申請書の記載事項から、親法人等・子法人等のうち、国内に営業所等を有していない者の代表者の氏名、名称及び業務の種類等を除くこととした。
⑩ 銀行監督上求められる決算関係報告書類の重複する報告書類の見直し	金融庁	決算関係報告書類のうち有価証券に関する内容(決算状況表「有価証券等の状況」)については、市場リスク関連計数として決算関係報告とは別に定期的に当局宛てに報告しているため、決算状況表中「有価証券等の状況」報告を廃止する等、銀行監督上求められる決算関係報告書類について見直す。	検討	結論	措置	○ (金融庁) 決算状況表のうち「有価証券等の状況」に係る様式については、21年度中に廃止予定。
⑪ 資産流動化に際しての信託宣言の許容	法務省	資産流動化に際しての信託宣言の許容に関して検討し結論を得、所要の措置を講ずる。 【信託法(平成18年法律第108号)】 【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)】	措置済			◎
⑫ 更なる信託スキームの活用に資する商事営業信託関連法制の見直し	金融庁 法務省	更なる信託スキームの活用に資する商事(営業)信託関連法制の見直しを行う。 【信託法(平成18年法律第108号)】 【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)】	措置済			◎
⑬ 信託法第58条の見直し	金融庁 法務省	SPC法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについて検討し結論を得る。 【信託法(平成18年法律第108号)】 【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)】	措置済			◎
⑭ 受益者の定めのない信託の実現	法務省	有効期間を超えて存続できないものとする等、所要の規定を整備した上で、公益信託以外についても受益者の定めのない信託を有効とする。 【信託法(平成18年法律第108号)】 【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)】	措置済			◎
⑮ 信託銀行が行う公告における電磁的方法インターネットの利用	金融庁 法務省	信託銀行が行う、貸付信託に係る信託契約の締結時・信託約款の変更時の公告について、電磁的方法(インターネット)の利用を可能にするための検討を行い、結論を得る。 【信託法(平成18年法律第108号)】 【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)】	措置済			◎
⑯ 信託契約代理店に係る財務局宛届出等の緩和	金融庁	顧客の保護及び行政上の適正な監督等を担保に支障のない範囲で信託契約代理店における届出事項及びその添付書類等の見直しを行う。	検討	結論・措置		◎ (金融庁) 届出書の添付書類については、やむを得ない場合は入手後遅滞なく提出することとする、また、営業所等の設置・所在地変更・廃止にかかる届出においては登記事項証明書の添付を不要とする等措置を講じた(「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年内閣府令第38号)」、平成20年6月13日公布・施行)。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑰ 証券会社との弊害防止措置の見直し	金融庁	①証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和40年大蔵省令第60号)第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券の範囲の点検、②非公開情報の授受に係る内閣府令の点検、を実施する。 【金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)】	一部措置(9月施行)	結論・措置		◎ (金融庁) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)」の成立(平成20年6月6日)を受けて、 ①証券会社が、グループ法人の発行する有価証券の引受主幹事会社となることは原則禁止されているところ、当該禁止の例外として、一定の要件を満たす他の引受証券会社が株券の発行価格の決定プロセスに関与している場合を追加(平成21年6月1日施行)。 (注)既上場の株券については、一定の要件を満たすものが既に主幹事引受制限の例外とされている(平成19年9月30日施行)。 ②顧客に関する非公開情報の授受制限について、 ・グループ内での法人顧客に関する非公開情報の共有について、顧客の事前同意を不要とし、不同意の場合に共有を制限することとする ・内部管理目的での顧客情報の共有について、現行は当局の事前承認が必要であるところ、これを不要とする といった措置を講じたところ(平成21年6月1日施行)。
⑱ 銀行子会社に対する信託兼営金融機関が営む併営業業務の契約締結代理業務の解禁	金融庁	信託兼営金融機関が営む併営業業務を受託する契約の締結の代理又は媒介について、銀行の付随業務として認められていることから、子会社業務範囲に含めることを検討する。 【銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成18年内閣府令第29号)】	措置済			◎
⑲ 利益相反取引の受益者宛報告内容の見直し	金融庁	個人情報保護法の趣旨に鑑み、信託契約において定められた条件に基づく利益相反取引についての受益者宛報告の内容について、多数の個人を相手方とする定型的な貸付取引等における実態やそのニーズを踏まえた上で、見直しを検討する。 【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第108号)】	措置済(9月施行)			◎
⑳ 貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和	金融庁	貸金業に係る規制に関する実態調査等を踏まえて、貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和の可能性について引き続き検討を行う。	検討	検討		○ (金融庁) 「貸金業法(昭和58年法律第32号)」第24条第2項により債権を譲り受けた者について準用される書面交付義務は、債務者等を保護するための規定であり、引き続き慎重に検討を行う。
21 信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和	経済産業省	「再生審査会」の承認した案件の実績等をフォローする等の方法により、措置の十分性の検討を行うとともに、財政負担については慎重に判断を行いつつ、追加施策の要否について、検討する。	検討	結論・措置		○ (経済産業省) 特に信用保証を利用する中小企業は金融機関との関係で交渉上弱い立場に立つことが多いことを踏まえ、中小企業の再生の実効性と公平性を確保することを重視し、保証付き債権の譲渡に関する要件は現状どおりとする。
22 信用保証協会の保証対象の拡大NPO法人に対する資金調達制度拡充	経済産業省	特定非営利活動促進法(平成10年3月25日法律第7号)に基づき設立される特定非営利活動法人(NPO法人)に対し、中小企業信用保険法の特例を設け、一定の要件(農商工等連携支援事業に限る)を満たす場合には、信用保証協会の保証を適用可能とするよう所要の措置を講ずることとする。		措置		◎ (経済産業省) 平成20年度に審議・可決された「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(平成20年5月23日法律第38号)に基づき、農商工等連携支援事業計画の認定を受けた特定非営利活動法人は、中小企業信用保険法の特例措置が適用され、信用保証協会による保証を受けることが可能となった。
23 銀行等による証券事故処理のためのいわゆる「事故処理分別口座」保有の解禁	金融庁	証券取引法第65条の2第1項の登録を受けた銀行等について、証券会社と同様に事故処理ができるよう検討し結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。 【金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)】	措置済(9月施行)			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
24 銀行等による「ラップ口座」契約締結の代理の容認	金融庁	銀行等による証券会社の「ラップ口座」の契約締結の勧誘が認められた経緯や実態等を十分に踏まえながら、銀行等による証券会社の「ラップ口座」の契約締結の代理・媒介を認めることについて、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。	措置済 (9月施行)			◎
25 証券取引における総合口座貸越の取扱いの見直し	金融庁	利用者保護の徹底と利用者利便向上の観点を比較衡量したうえで、また、現在の総合口座貸越の利用実態も踏まえ、貸越金額に上限を設定することをはじめとする一定の条件の下で、証券取引における総合口座貸越を認めるか否かの検討を行う。	検討開始	結論		○(金融庁) 総合口座貸越を用いて証券取引を行うことについて、貸越金額を10万円未満とするなど、クレジットカード決済で証券取引を行う場合と同様の条件の下で可能とすべく、所要の措置を講ずることとした。
26 地方公共団体に対する指定金融機関等の担保提供義務の在り方	総務省	地方公共団体に対する指定金融機関等の担保提供を法令で義務付けることについて、その実態や地方公共団体の意見等も踏まえ、その在り方について検討する。	検討	結論		◎(総務省) 当該規定の廃止要望については、平成19年度に地方公共団体へのアンケート調査を行った結果、約8割の地方公共団体が現行制度を維持すべきとしているところ。その他、現行における公金の運用の実態や社会情勢等を踏まえ検討を行った結果、公金管理の安全性を確実に担保するためには、なお現行の担保提供義務制度を維持することが必要。
27 信託兼営金融機関等に対する信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務の解禁	金融庁	信託兼営金融機関等において、信託専門関連業務子会社が営む併営業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務を可能とすべく、所要の措置を講ずる。	結論	措置		◎(金融庁) 信託兼営金融機関において、信託専門関連業務子会社が営む併営業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務を行うことについては、「銀行法(昭和56年法律第59号)」第10条第2項柱書きの「その他の銀行業に付随する業務」に該当すると解することとした。
28 協同組織金融機関信用金庫・信用組合に関する法制の見直し	金融庁	協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)が、今後、我が国金融システムにおいてどのような役割を果たしていくべきか、及びその役割を果たすために、例えば、員外取引制限や資金調達手段やガバナンスなど、業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する。	検討開始	検討		○(金融庁) 平成21年6月29日、協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループの「中間論点整理報告書」が取りまとめられた。同報告書では、業務及び組織のあり方等について、総合的な視点から検討が行われた。同報告書において指摘された主要な論点については、金融情勢が安定してきた段階において、協同組織金融機関の自主的な取組みの実施状況を踏まえながら、協同組織金融機関に期待される役割を十分に発揮するための環境整備や制度設計を図っていくために、更なる具体的な議論・検討が深められることが期待されるとされた。
29 信用金庫等による劣後債の発行	金融庁	自己資本の充実を通じた経営基盤の強化を図る観点から、協同組織金融制度の理念の範囲内での信用金庫等による劣後債の発行等の可否について検討する。	検討	検討		○(金融庁) 当該事項については、協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループにおいて検討することとしていたが、業界における再検討の結果、規制緩和と要望事項から取り下げられたため、検討を見送った。
30 信用金庫の会員資格の見直し	金融庁	信用金庫が地域経済において引き続きその役割を発揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	検討	検討		○(金融庁) 当該事項については、協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループにおいて検討したところ、現在の運用上、特段の問題は生じておらず、制度の見直しの必要性は現時点で高くないものとされた。
31 会員の法定脱退事由の拡大	金融庁	信用金庫について、協同組織としての性格を踏まえつつ所在不明会員を法定脱退させるための制度の創設が可能か、検討する。	検討	検討		○(金融庁) 当該事項については、「中間論点整理報告書」で指摘された主要な論点と密接に関係するものであり、最終的な結論は、全体の協同組織金融機関のあり方の方向性の中で一体的に検討することが望ましいとされた。



規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			19年度	20年度	21年度	
32 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針「その他の付随業務」への例示の追加	金融庁	ノーアクションレター制度を活用した具体的な事例を参照できるように監督指針を改正する。 【主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(3)(注3)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針III-4-2(3)(注3)】	措置済			◎
33 信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	金融庁 農林水産省	信用事業を行う農業協同組合又は信用農業協同組合連合会の子会社が事業性ローンに係る債務保証業務を営むことができるようにする。その際、経営の健全性の観点やリスク管理の適切性を踏まえつつ、債務保証に関する他の制度との関連について検証しながら慎重に検討する。	措置済 (3月施行)			◎
34 農林中央金庫の従たる事務所の登記事項の簡素化	法務省 農林水産省	農林中央金庫の従たる事務所の登記事項に関して、会社法ならびに銀行法等と同様の簡素化を図る。 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第39号)】	措置済			◎

## ウ 金融商品取引業

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			19年度	20年度	21年度	
① 金融サービス投資法制の横断化	金融庁	現行の証券取引法を金融商品取引法(いわゆる「投資サービス法」)に改め、投資性の強い金融商品を横断的にカバーできる投資者保護法制を構築する。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)(金融商品取引法)】	措置済 (9月施行)			◎
② 証券決済の基盤整備のための国際私法上の手当て	法務省	間接保有証券取引の準拠法に関する条約の成立を踏まえ、証券担保等の準拠法は、証券が物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン(証券を保管する業者)等の所在地の法によるなど、法例の特別規定を設けることについて引き続き法制審議会において検討し、結論を得る。 【諮問第57号に関する審議結果報告(平成20年2月13日法制審議会総会)】	措置済			◎
③ 信託受益権の有価証券化及び振替制度の対象化	法務省 金融庁	信託受益権につき有価証券を発行できるようにすることについて、所要の結論を得る。 【信託法(平成18年法律第108号)】 【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)】	措置済 (9月施行)			◎
		信託受益権につき有価証券を発行することが可能であるとされた場合においては、振替制度の対象とすることについて検討し、所要の結論を得る。 【信託法(平成18年法律第108号)】	措置済 (9月施行)			◎
④ 有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	金融庁	株価指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大を含むデリバティブ取引の定義の見直しについて、所要の措置を講ずる。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)(金融商品取引法)】	措置済 (9月施行)			◎
		金融商品取引法の中でデリバティブ取引の定義を見直しており、協同組織金融機関の発行する優先出資証券についてもいわゆる指数先物取引の対象有価証券とする。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)(金融商品取引法)】	措置済 (9月施行)			◎
⑤ 証券取引法における「子法人等」の定義の改正	金融庁	証券取引法(昭和23年法律第25号)における「子法人等」等と「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)などその他の法令における「子会社」等の定義の相違については、それぞれの規制の趣旨を踏まえつつも均衡を図る観点から、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で規定することについて結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)(金融商品取引法)】	措置済 (9月施行)			◎



規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑥ 証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	金融庁	「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第14号)第4条第1項が規定する適格機関投資家については、同法の金融商品取引法への改題など、これまでに実施した措置による実情等を評価した上で、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)等に基づく政令・内閣府令等を整備する中で、事業会社の適格機関投資家要件の緩和及び個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることについて結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。	措置済 (9月施行)			◎
⑦ 適格機関投資家の申請手続の緩和	金融庁	更なる届出期間の見直しについては、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)施行後の適格機関投資家に係る届出の動向や適格機関投資家になることを希望する者のニーズ等を踏まえ、検討する。	検討	結論・措置		◎ (金融庁) 平成20年5月1日に施行された「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成20年内閣府令第29号)」(平成20年4月28日公布)において、適格機関投資家の届出を行う機会を、これまでの年2回(1月と7月)から年4回(4月と10月を追加)の届出とすることなどを措置。
⑧ SPCによる資産流動化証券の発行登録制度の利用の容認など有価証券発行開示に係る発行登録制度の見直し	金融庁	SPCによる資産流動化証券の発行登録制度の利用の容認など有価証券発行開示に係る発行登録制度の見直しを検討する。	検討	検討		○ (金融庁) 発行登録制度の見直しについては、金融審議会第一部会報告(平成20年12月17日)に盛り込まれたことを踏まえ、その具体的な内容を検討中。
⑨ 投資法人の資金調達手段の多様化	金融庁	一定の条件下で投資法人のCPの発行が可能となるよう、所要の措置を講ずる。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)(金融商品取引法)】	措置済 (9月施行)			◎
⑩ 投資信託の統合のための規定の整備	金融庁	投資信託の統合について、投資家保護等に留意しつつ、信託法の改正の議論を踏まえ、検討を行い、結論を得る。 【信託法(平成18年法律第108号)】 【信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)】	措置済 (9月施行)			◎
⑪ 有価証券報告書の提出義務の緩和	金融庁	かつて有価証券の募集を行い、その後長期間にわたり有価証券を発行していない未上場・未登録会社に係る有価証券報告書の提出免除要件の拡大について、実態等を把握した上で結論を得、所要の措置を講ずる。	措置済 (9月施行)			◎
⑫ 外国で上場されている「外国投資信託」「外国投資証券」の国内販売における規制緩和	金融庁	証券取引法の審議過程における議論を踏まえつつ、投資に係る専門的な知識、経験を十分に有している適格機関投資家に売買を限定する場合や、海外の市場に上場しているETF(Exchange Traded Fund: 株価指数連動型投資信託受益証券)に限定する場合など、投資家・外国投資信託等の投資商品等に一定の条件を付した上で、外国発行者による事前届出義務及び運用報告書の交付義務の在り方について、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)(金融商品取引法)】 【証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第233号)】 【投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)】	措置済 (9月施行)			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑬ 財産の効率的運用に資するインターナル・クロス取引規制の緩和	金融庁	投資運用を行う業者が、恣意性が入らないよう一定の要件を基に限定的に行うインターナル・クロス取引について、投資家保護の観点や他の法令における同種の規制との整合性に留意しつつ、一定の弊害防止措置を講じた上で、「あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意」を得るとの要件を緩和するよう、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)(金融商品取引法)】 【金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)】 【金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(平成19年8月)】	措置済 (9月施行)			◎
⑭ 勧告・告発といった証券取引等監視委員会の有する権能の一層の活用	金融庁	委員会は、勧告、告発に向けて、その取組を強化することにより、市場におけるルール違反には厳格に対処するという姿勢を明らかにする必要がある。 その際には、一般投資者等からの情報の収集の強化、証券業協会や証券取引所といった自主規制機関との連携の強化、民間のノウハウの活用を図る。 その他、委員会は、「証券取引等監視委員会の活動状況」において、勧告等の実施状況を公表しているが、このような取組を通じて、引き続き監視機関としての活動状況を市場に周知し、ルール違反に対する抑止力を高めるよう努める。	逐次実施			○(金融庁) 平成19年9月5日に公表した委員会の中期的な取組み方針である「公正な市場の確立に向けて」に基づき、引き続き一般からの情報の収集体制の整備に努め、幅広く日常的な市場監視を実施。 また、取引所・日本証券業協会等の自主規制機関と審査・考査面での連携を強化するだけでなく、広く市場規律の強化に向け働きかけるべく、各市場参加者との意見交換会等をより積極的に実施。さらに、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る観点から、弁護士及び会計士を含む民間専門家21名を採用(21年3月31日現在93名が在籍)。 20年8月28日に公表した「証券取引等監視委員会の活動状況」においては、委員会の業務フローに従って、章立てを変更し、事案の詳細のみならず、19事務年度の取組み及び傾向を具体的に記述し、勧告等の実施状況についてわかりやすく周知することに努めたほか、委員会の監視活動について市場参加者間の認識を高めるべく、講演会等を利用した積極的な対外発信を実施。
⑮ 課徴金制度の適用強化を通じた市場ルールのエンフォースメント強化	金融庁	金融庁及び委員会は、課徴金制度の運用について、一層の強化に努める。そのため、委員会は、ウ⑭の取組を通じて課徴金納付命令の前提となる勧告制度の運用を強化する。	逐次実施			○(金融庁) 委員会は、課徴金制度の特性を活かして迅速・効率的な調査を実施し、課徴金納付命令に係る勧告を、平成18年度に14件、19年度に24件、20年度に29件行っている。
		金融庁は、課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を行う。	検討	検討		◎(金融庁) 課徴金の金額水準の引上げ、対象範囲の拡大等を内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)」により措置済み。(平成20年6月6日成立、12月12日施行)。
⑯ 市場の実情に応じたルールの迅速な見直しに向けた建議等の実施	金融庁	委員会は、常に制度的な問題が生じていないかとの観点からその調査・検査を実施し、ルールが市場の実情に応じたものとなっていないと判断される場合には、直ちに建議等を行い、金融庁はそれらを踏まえて迅速に施策を実施するべきである。その際、可能な限り当該施策の実施に至るまでの透明性の向上を図る。	逐次実施			○(金融庁) 委員会は、調査・検査等の結果、把握した事項を総合分析し、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討し、建議の実施を含め適切に対応する。
⑰ 赤字・赤枠規制の廃止	金融庁	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和61年法律第74号)第14条、第15条に規定する書面の交付に関し、いわゆる赤字・赤枠規制を廃止することについて、金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)等、他の法令との整合性に留意しつつ、投資家保護の観点を踏まえ、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)(金融商品取引法)】	措置済 (9月施行)			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容							
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	
			19年度	20年度	21年度		
⑱ 有価証券購入代金のクレジット決済	金融庁	現在、証券会社又は証券仲介業者が金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等を行うことは証券取引法により禁止されており、有価証券購入代金の決済をクレジットカードで行うことに関しては、これに該当するおそれが強いと認められ、現在行われていない。 他方、クレジットカード決済は、現金に代わる決済手段として一般的に普及している決済手段の一つであり、クレジットカードによる決済を認めることによって消費者にとって決済手段の選択肢が広がり、利便性の向上に資する面もある。 したがって、これらを踏まえ、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)等に基づき、政令・内閣府令を整備するなかで、「投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるもの」(金融商品取引法第44条の2第1項第1号・第2項第1号、第66条の14第1号ホ)としてどのようなものが考えられるかにつき結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。	措置済 (9月施行)			◎	
⑲ 証券取引分野における市場監視機能の強化	金融庁	行政上の制裁措置等や、不正取引、ディスクロージャー等に係る資本市場の監視取締に必要な規則の制定については、市場により近い証券取引等監視委員会が一層重要な役割を果たすことが肝要であり、そうした方向性に沿って、更なる独立性向上の必要性も含め、市場の監視取締体制の在り方について検討を行い、結論を得る。	必要に応じて逐次実施			○	(金融庁) 課徴金の金額水準の引上げ、対象の拡大及び加算減算制度の導入等による違反行為の実効的抑止等の措置を講じた「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)」が施行された(平成20年12月12日)。 平成21年度予算において、証券取引等監視委員会の体制強化をはじめとする市場に対する監視・監督体制の整備として30人程度の増員が認められた。
20 有価証券の定義の見直し	金融庁	投資家保護の観点から、集団投資スキーム(いわゆるファンド)を包括的に対象とする等、現行の証券取引法の適用対象となる範囲を横断化することとし、所要の措置を講ずる。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)(金融商品取引法)】	措置済 (9月施行)			◎	
21 商品投資顧問業者の資本金要件の軽減	経済産業省 農林水産省	商品投資顧問業者の最低資本金を見直すことについて、類似の制度である証券投資顧問業法との比較や投資家保護の観点から踏まえ、検討する。	措置済 (9月施行)			◎	
22 投資顧問業法第条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化	金融庁	内閣総理大臣の承認を受けて、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされた投資顧問業者については、投資顧問業法第35条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化につき、利益相反防止のための監督上の必要性を勘案しつつ、検討し結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)(金融商品取引法)】 【金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)】	措置済 (9月施行)			◎	
23 投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止及び住所変更に伴う変更の届出の廃止	金融庁	金融商品取引法において、金融商品取引業者の役員及び重要な使用人の住所に関する公衆縦覧及び住所変更に伴う変更の届出を廃止する。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)(金融商品取引法)】 【金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)】	措置済 (9月施行)			◎	
24 プロ向け市場の創設	金融庁	従来の法整備をベースとしつつ、プロ向け市場の更なる環境整備に向けた検討を行い、必要な措置を講じる。	検討・ 結論	措置		◎	(金融庁) 平成20年12月12日に施行された「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)」(第169回国会において成立(平成20年6月13日公布))、「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成20年政令第369号)」(平成20年12月5日公布)及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令等(平成20年内閣府令第79号)」(平成20年12月5日公布)において、プロの投資家に参加者を限定した取引所市場の枠組みを創設するための措置を講じた。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
25 EDINETの提出時間の延長	金融庁	EDINETによる開示書類の受付時間について、午後5時15分までとなっている提出時限を延長する。		検討		○(金融庁) 現制度が与える影響を把握するため規制緩和要望元とヒアリングを行なっているところ。 平成21年度の前期までに具体的なニーズ、システム改修のコスト、所要の態勢整備等の観点から総合的に検討を行い、21年度中に結論を得る。
26 大量保有報告書の事務手続きの見直し	金融庁	実務の実態なども注視しつつ、必要な見直しを検討する。		検討		○(金融庁) 市場を巡る取引の実態を踏まえ、十分な議論の上で、市場の公平性・透明性を一層高め、投資者の保護を図ることを目的とし、大量保有報告の特例制度に係る報告期限・頻度の短縮等を行っており、現時点においてこうした方向性に逆行するような対応は困難であるが、引き続き実務の実態などを注視していく。
27 投資信託目論見書の見直し	金融庁	投資家の理解を損なわない範囲で記載項目の見直しや簡略化をどのように行うかなど、投資信託目論見書全体について、投資者や発行者・販売会社をはじめ市場の動向等を踏まえつつ、幅広い観点から検討を行う。		検討		○(金融庁) 投資信託証券の目論見書の見直しについては、金融審議会第一部会報告(平成20年12月17日)に盛り込まれたことを踏まえ、その具体的な内容を検討中。
28 インサイダー取引規制における上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が子会社について解散を決定したことに関する軽微基準の新設	金融庁	上場会社等の子会社の解散に係る軽微基準の取扱いについて必要な検討を行う。	検討	結論		◎(金融庁) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(平成20年内閣府令79号)」において、インサイダー取引規制における上場会社の子会社の解散に係る軽微基準の創設を行ったことにより措置済み(平成20年12月12日施行)。

## 工 保 険

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施	金融庁	特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する。	検討	検討		○(金融庁) 保険契約者間の公平の観点等を踏まえつつ、引き続き検討する。
② 保険契約移転時における移転単位の見直し	金融庁	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならないとされている保険契約移転について、保険契約者間(移転する契約者と移転しない契約者)の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて、金融審議会における指摘を踏まえ、十分な議論を深めつつ、引き続き丁寧に検討する。	結論	引き続き検討		○(金融庁) 「金融審議会金融分科会第二部会報告」(平成19年12月18日)を踏まえ、保険契約者保護の観点から十分に議論を深めつつ、引き続き検討する。
③ 保険契約の包括移転にかかわる手続の簡素化	金融庁	保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討する。	検討	検討		○(金融庁) 相互会社の取扱いや、移転により影響を受ける保険契約者や株主の保護等の観点から、引き続き検討する。
④ 銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和	金融庁	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成17年内閣府令第84号)】	措置済(12月施行)			◎
⑤ 生命保険の構成員契約規制	金融庁	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。	検討	検討		○(金融庁) 生命保険契約の長期性、再加入困難性等にかんがみ設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き検討する。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			19年度	20年度	21年度	
⑥ 保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等による兼営可能業務の拡大	金融庁	「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社の業務範囲に、保険会社の子会社に認められている従属業務及び金融関連業務のうち現在兼営が認められていない一部業務を追加し、また証券仲介業についても兼営可能業務とすることについて検討し結論を得る。	結論	措置		◎ (金融庁) 「保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)」第56条の2等を改正し、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う子会社が兼営可能な業務範囲を拡大した(「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第12号)」(平成21年3月31日公布・施行))。
⑦ 従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大	金融庁	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討する。	検討	検討		○ (金融庁) 物品購入、印刷、製本等の従属業務を営む会社については、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社等と実質的一体性を持つものに限って認められていることに留意しつつ、引き続き検討する。
⑧ 金融業を行う者の資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行の認可の撤廃を含めた見直し	金融庁	保険会社が行う資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行については、認可制の撤廃を含めた見直しについて検討し結論を得る。	結論			○ (金融庁) 現在の保険会社の業務の代理又は事務の代行の中には、本件と同様に認可制の撤廃を含めた見直しを検討すべきものがあり、それぞれの代理業務又は代行事務に係る取扱いが整合的なものとなるよう、それらとあわせて検討する。
⑨ 保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	金融庁	保険会社が新たに信託代理業務を行うにあたり十分な態勢を構築することが出来るかどうかを確認したうえ措置する。	措置済			◎
⑩ 保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	金融庁	保険会社の投資顧問契約等の締結の代理・媒介については、保険会社が当該業務を新たに行うにあたり十分な態勢を構築することが出来るかどうかを確認したうえ、19年度中に認めるべく必要な措置を講ずる。	措置済			◎
⑪ 保険会社による銀行代理店事務支援業務の解禁	金融庁	保険会社が、銀行代理店を兼営する保険代理店を対象として、銀行代理店の事務支援業務を行うことについて結論を得る。	検討	結論		◎ (金融庁) 保険会社が行う保険代理店に対する事務支援業務については、パブリックコメント(平成21年2月～3月)を踏まえ、「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、当該保険会社が行っている業務に関するものであれば、原則として、保険業法第98条第1項に定める「その他の付随業務」に該当することを明確化した。(平成21年4月28日改正・施行)
⑫ 保険会社本体・子会社による金融商品仲介業者支援業務の解禁	金融庁	保険会社又は保険会社の子会社である証券仲介専門会社が、金融商品仲介業者の事務支援業務を行うことについて結論を得る。	検討	結論		◎ (金融庁) 保険会社が行う同一グループ内の金融商品仲介業者に対する事務支援業務については、パブリックコメント(平成21年2月～3月)を踏まえ、「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、当該保険会社が行っている業務に関するものであれば、原則として、保険業法第98条第1項に定める「その他の付随業務」に該当することを明確化した。(平成21年4月28日改正・施行)
⑬ 保険会社の特定子会社ベンチャーキャピタル子会社の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	金融庁	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業などにまで拡大すべく必要な措置を講ずる。	平成20年度までに措置			◎ (金融庁) 「保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)」第56条を改正し、保険会社が特定子会社を通じて子会社とすることができる会社の範囲を拡大した(「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(平成20年内閣府令第79号)」平成20年12月5日公布、同月12日施行)。
⑭ 保険代理店の登録制度における特例措置	金融庁	一定期間後において、当該運用実施を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討する。	検討	検討		○ (金融庁) 更に制度整備の必要があるかどうかについては、登録制度の運用の見直しの実施状況を踏まえ、必要に応じて、引き続き検討する。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			19年度	20年度	21年度	
⑮ 保険会社の業務の代理、事務の代行の届出制への移行	金融庁	保険会社の経営資源の有効活用および顧客利便性の向上に向けて、現在認可によって行うことのできる業務のうち、認可制から届出制とすることができるものがないか検討する。	検討	検討		○(金融庁) 生損保兼営禁止の趣旨や子会社方式による相互参入を認めた趣旨に反しないかどうか留意しつつ、引き続き検討する。
⑯ 保険会社の資産別運用比率規制の見直し	金融庁	保険会社の健全性を確保しつつ、経営の自由度向上や、より機動的な資産運用を可能とする観点から、金融審議会の議論も踏まえ、保険会社に対する資産別運用比率規制の撤廃を含めた見直しについて結論を得る。	平成20年度までに結論			○(金融庁) 「金融審議会金融分科会第二部会報告」(平成19年12月18日)を踏まえ、ソルベンシー・マージン比率に関する検討結果などを踏まえた、廃止を含めた見直しについて、引き続き検討する。
⑰ 自賠責保険の手続き等に関する各種規制の緩和	国土交通省	a 自賠責保険において、証明書の記載内容に変更が生じた場合においても当該車両の継続的な運行を可能とするための手続き規制の緩和について結論を得、所要の措置を講じる。	結論		平成21年度以降措置	○(国土交通省) 平成21年度以降の措置に向け、手続き規制の緩和方策について調整中。
		b 重複契約時の解約規制の緩和といった契約手続きに関する規制についての緩和を検討し、結論を得る。	結論			◎(国土交通省) 重複契約の解約に伴う問題の解決を図るため、重複契約自体が発生することのないよう、保険会社等に周知を図るための文書を発出。(平成21年2月26日)
⑱ 保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為についての明確化	金融庁	保険業法および同施行規則に規定されている保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為の構成要件を明確にすることにより、保険会社や保険募集人等の活動への萎縮効果の防止および消費者の利便性の向上並びに保険契約者保護を図る観点から、特別利益の提供の禁止や保険契約内容等についての比較広告規制等については、今後ノーアクションレター制度の活用等により積み重ねられた事例について適宜事務ガイドラインに例示として追記する。	措置済			◎
⑲ 保険会社本体による信託業務の実施	金融庁	保険会社の事業の在り方の趣旨等を踏まえ、保険会社の子会社による信託業務及び信託業に係る業務の代理又は事務の代行の実施状況を確認した上で、保険会社本体で、保険金信託以外の信託の引受業務を行うことに関し、保険会社本体の業務範囲を見直すことについて検討を行う。		検討		○(金融庁) 保険業の公共性にかんがみ、保険業を営む者の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、今後、子会社形態による信託業務への参入や信託代理業務の実施状況等を確認しつつ、引き続き検討する。
⑳ 外貨建保険等の募集時書面の電磁的方法による提供の許容	金融庁	契約者の同意が得られた場合に限り、運用実績運動型保険、外貨建保険契約及び無解約返戻金保険契約の説明書面等の電磁的方法による提供を可能とすることについて検討する。	検討	検討		○(金融庁) あらかじめ契約者の承諾を得ておくことを前提に、説明書面等を電磁的方法により提供することを可能にすることについて、引き続き検討する。

### オ 企業年金・その他

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			19年度	20年度	21年度	
① 企業年金の手続きの合理化・簡素化	厚生労働省	確定給付企業年金や確定拠出年金の規約の承認・認可における手続きについては、その簡素化等について、早急に検討し、結論を得て、措置する。	検討	結論・措置		◎(厚生労働省) 確定給付企業年金や確定拠出年金の規約の承認・認可における手続きについては、「確定拠出年金法施行規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第168号)」を施行し、その簡素化等について措置を講じた。
② サービサー法の見直し	法務省	債権回収会社(サービサー)は、平成11年2月の制度の発足以来、不良債権の処理等において大きな役割を果たしている。 現在、不良債権処理における債権回収会社の役割を一層充実させるとともに、債権回収業務の更なる適正化を図る観点から、必要な法令改正を含めた制度改正が検討されている。 上記検討について早期に結論を出すとともに、結論を踏まえ、速やかに所要の措置を講ずる。	結論、以降速やかに措置			○(法務省) 特定金銭債権の範囲の拡大や行為規制の強化等を内容とするサービサー法改正法案(議員立法)が第166回通常国会に提出され、継続審議とされていたが、平成21年7月21日に衆議院が解散されたことにより廃案となった。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
③ 恩給の支払	総務省	恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せ行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、結論を得て、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、所要の措置を講じる。 【恩給給与細則の一部を改正する総務省令(平成19年総務省令第122号)】	措置済 (10月施行)			◎
④ 機械類信用保険リース信用保険付債権の譲渡要件の緩和	経済産業省	平成18年10月以降のリース信用保険付債権の譲渡の状況、保険収支状況等の状況を見極めつつ、円滑な不良債権処理を最大限図る観点から見直しの検討を行い、債権譲渡要件の緩和を行う。	検討	結論		◎ (経済産業省) 円滑な不良債権処理を最大限図るため、債権譲渡要件についての緩和措置を平成20年度に実施済み。具体的には、 ・最終回収日から2年経過している ・リース物件及び担保が処分されている の条件を緩和した。
⑤ 対内直接投資等に係る事前届出業種	財務省 事業所管官庁	対内直接投資等に係る事前届出業種につき、諸外国との交渉状況や諸外国の外資参入規制等との関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮しつつ、OECD資本移動自由化コードの我が国外資規制各業種を検討し、安全保障理由等以外の外資参入規制を最小限に抑えることを目指して、一層の自由化を促進する。 また、安全保障等関連業種については、OECD資本移動自由化コードにおいても規制が認められているものであるが、その対応につき検討を進め、一層の自由化を促進する。	逐次実施			○ (財務省、内閣府、事業所管省庁) ・内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について、内閣府を中心に包括的に検討を進めているところ。 ・対内直接投資等の届出・報告手続の改善を行った。具体的には、対内直接投資等の届出について、これまで届出案件の大半について審査期間を30日から2週間に短縮して審査を終了していたが、審査期間をさらに短縮することが可能であると判断されたものについて、審査期間を5営業日に短縮することとし(平成21年3月31日公表)、平成21年4月から実施した。また、政省令の改正を要するその他の改善について、平成21年6月を目途に実施する旨公表した(平成21年4月14日公表)。
⑥ 税制に関する文書回答制度の見直し	財務省	将来的には、仮定の取引に係るものについても、対象とすべきとの意見があるが、租税回避の悪用の可能性等に留意しつつ、対象とするか否かを含め、慎重に検討していく。 【国税庁長官通達「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について(事務運営指針)】	措置済 (平成20年4月1日施行予定)			◎
⑦ 税の質疑応答事例の公表等	財務省	海外企業や外国人からのアクセスにも対応するため、ホームページにおける法令解釈に関する情報について、英語版の充実も検討する。	逐次実施			○ (財務省) 税に関する法令自体の公式な英訳が無い現状では、正確な法令解釈に関する情報の英訳を提供することはできないため、公式な法令自体の英訳化の状況も踏まえながら、英語版ホームページの内容充実を図る中で、引き続き検討を行う。